

平成26年第2回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成26年6月 9日 開会

平成26年6月12日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成26年第2回鳴沢村議会定例会会議録

平成26年6月9日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

| | |
|----------|-----------|
| 1番 小林 昭一 | 2番 渡邊 政司 |
| 3番 渡邊 明雄 | 4番 佐藤 博水 |
| 5番 田中 稔 | 6番 三浦 利雄 |
| 7番 渡辺 泉 | 8番 小林 利雄 |
| 9番 渡辺 久男 | 10番 小林 茂澄 |

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺伸一
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 渡辺一博
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

承認第1 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件

承認第2 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件

承認第3 号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）を

定める専決処分につき承認を求める件

- 報告第1 号第一区・第二区からの陳情及び回答について
- 報告第2 号平成25年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書
について
- 報告第3 号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許
費繰越計算書について
- 報告第4 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価の報告について
- 議案第20号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第21号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）
- 議案第22号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第
1号）
- 推薦第1 号鳴沢村農業委員会委員の推薦について

8、本日の議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 承認第1 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を
定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第5 承認第2 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改
正する条例を定める専決処分につき承
認を求める件
- 日程第6 承認第3 号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算
（第1号）を定める専決処分につき承
認を求める件
- 日程第7 報告第1 号第一区・第二区からの陳情及び回答に
ついて
- 日程第8 報告第2 号平成25年度鳴沢村一般会計繰越明許

費繰越計算書について

- 日程第 9 報告第 3 号平成 25 年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 10 報告第 4 号教育に関する事務の管理及び執行の状
況の点検及び評価の報告について
- 日程第 11 議案第 20 号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例
を定める件
- 日程第 12 議案第 21 号平成 26 年度鳴沢村一般会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 13 議案第 22 号平成 26 年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算 (第 1 号)

◎議長挨拶

議長（小林茂澄君） 平成 26 年第 2 回定例会開会に先立ち、ご挨拶を申し上げます。

梅雨に入り、天気もはっきりしない日が続いております。第 2 回定例会も本日より 12 日までの予定となっております。各議員によります慎重審議をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

開会 午前 10 時 45 分

議長（小林茂澄君） ただいまから、平成 26 年第 2 回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（小林茂澄君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶

を受けます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、おはようございます。

本日、平成26年第2回鳴沢村議会定例会を開会いたしましたところ、議員の皆様全員の参会のもと、開会できますこと、心より感謝申し上げます。

平素より議員の皆さんには村の事業、行事等にご参加、またご協力いただきましていることも重ねてお礼を申し上げます。

年度初めは、総会、またいろいろな団体の会議等も多く、充て職で皆さん方に会の職を兼務していただいております、皆さん方にこの点も感謝申し上げます。

さて、本会議に上程します議案は、承認3件、報告4件、条例の改正1件、補正予算2件であります。3月の第1回定例会の打ち上げの席でもお願いしました2月の豪雪で工事の遅れ等による平成26年度への繰越明許、また、大雪の災害に対する補正予算なども上程してありますが、どの案件とも村民の皆様が安全で安心して暮らしていただくために必要な事業でありますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（小林茂澄君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林茂澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

小林昭一君、渡邊政司君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（小林茂澄君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第 121 条の規定により、村長及び教育委員長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の委嘱、委任について通知がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については、朗読を省略いたします。

次に、4 月 22 日に第 1 回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦勞さまでした。

なお、5 月 22 日に山梨県自治会館で山梨県町村議会議長会の自治功労者表彰式が行われ、田中 稔議員が、全国町村議会議長会の自治功労者表彰を受賞されましたので、表彰伝達がございました。

また、あわせて同議員には、山梨県町村議会議長会より退職役員感謝状が贈呈されました。このことについて、あわせて報告いたします。

次に、平成 26 年第 1 回定例会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。議会運営委

員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成26年第1回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月3日午後3時から及び6日午後2時より議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者は6月3日は委員全員と議長、議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

6日は委員4名と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

決定された事項ですけれども、まず、6月3日の委員会で決定された事項については、次の7項目です。

1、会期は、本日より6月12日までの4日間とし、配布してある会期日程表のとおりにする事。

2、議案の委員会付託は、配布してある議案付託表のとおりにする事。

3、報告第2号及び報告第3号の2件を一括議題とする事。

4、議案第21号及び議案第22号の2件を一括議題、一括採決とする事。

5、推薦第1号の推薦の方法は指名推選とし、指名は議長が行う事。

6、一般質問通告日は、6月6日正午までとする事。

7、議会申し合わせ事項の素案を決定し、今定例会会期中に議員協議会を開催し、全議員で協議、決定する事。

以上であります。

なお、閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出を行いました。

次に、6月6日の委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1、同日正午に通告が締め切られた4名、5件の一般質問通告書の取り扱いについて、渡邊政司君の「臼田和地区の農業振興（体験型観光農園化）の推進について」の通告書は、本人に通告取り下げを検討してもらうことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、同じく第1回定例会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。建設産業経済常任委員長 三浦利雄君。

建設産業経済常任委員長（三浦利雄君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成26年第1回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月3日午後2時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と、会議事件説明のため住民課長、振興課長、生活環境担当1名、農政担当2名、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「2月の大雪被害に関連する事項の諸説明

について」及び「委員会の閉会中の継続調査申し出について」の2件です。

会議では、担当課より、2月の大雪に関連する諸報告がありました。

住民課からは、環境省の「災害廃棄物処理事業」を活用し、村が主体となって各自、解体撤去により発生した廃棄物の収集、運搬処理を行うこと。

税を使うため、住民理解が得られるよう被害者にも負担を求め、原則被害を受けた箇所のみを対象とすること。

被害者の負担分と村負担分を明確にし、事業を進めること。

解体分別は被害者が、収集運搬・処理は村が行うこと。

以上の方針について、確認されました。

また、これまでに村が実施した対策として、現地調査、建築物のアスベスト含有調査を初め、関係機関との報告・協議、カーポート、物置などの小規模物件の受け入れを実施した旨の報告を受けました。

なお、今後のスケジュールにつきましては、一般廃棄物収集運搬業者との契約を初め、産廃に関しては、入札による収集運搬処理業者の決定、来月には収集運搬開始、8月から10月にかけて撤去、収集運搬処理を行い、10月末までには全処理を完了するとの説明も受けました。

次に、振興課からは、農水省の「被災農業者向け経営体育成支援事業」を活用し、被災した農業用施設の撤去及び再建等の支援を行うこと。

村の被害は27経営体で、撤去が43件、再建が41件の計84件となり、費用は約8,570万円を見込むこと。

支援対象者は、販売農家に限り、撤去費用は上限額が設けられているが、全額補助となること。

再建については、被害を受けた施設と同規模程度の費用が上限となるが、自己負担は事業費の1割となること。

また、これとは別に、県の支援策である「花きハウス栽培種苗購入事業費補助金」も活用する旨の説明がありました。

これらにつきましては、今定例会の補正予算において、対応したい旨の説明を聴取いたしました。

また、閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、同じく第1回定例会において議決した広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。
広報常任委員長 渡辺 泉君。

広報常任委員長（渡辺 泉君） それでは、広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告をさせていただきます。

開催日時は、4月25日午前10時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員全員と議長、職務のために議会事務局長と書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「なるさわ議会だより第16号（案）について」及び「次号議会だよりへ掲載する追跡レポートについて」並びに「委員会の閉会中の継続調査申し出の件」の3件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第16号について、レイアウト、記事内容等について協議し、先月5月1日に全戸配布をいたしました。

また、次の議会だよりに掲載する追跡レポートについて、これ

までに行われた一般質問のその後の執行部の対応を追跡調査した記事を2件掲載すること、また、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、同じく第1回定例会において議決した鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長渡邊明雄君。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長（渡邊明雄君） 鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続審査についての報告をさせていただきます。

6月3日午後1時10分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と会議事件説明のために住民課長、住民課担当者1名、委託契約業者3名、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「平成25年度事業の報告について」及び「平成26年度事業について」並びに「委員会の閉会中の継続調査申し出の件」です。

会議では、昨年度行われた「鳴沢村地下水資源保全対策基礎調査」の報告後、本年度行われる同調査の概要と、現在の進捗状況の説明がありました。

昨年度調査の報告事項としては、村の地下水涵養量は、村の年間降水量、直接流出量、蒸発散量等を考慮した結果、1日に約34万トンの涵養量があること、また、これらの地下水の動き

は、3割程度が村外へ流出してしまうが、残りの約7割、24万トンについては、別荘地、村内を通り、西湖・河口湖方面へ流動している等の報告がありました。

本年度事業につきましては、平成25年度の調査結果に基づいてさまざまな地下水シミュレーションを行い、村を地区別に分けた水利地質的評価をし、新規井戸開発で影響が出やすい場所、出にくい場所等を明らかにするなど、地下水保全や適正利用のための指針を得る等の説明を聴取いたしました。

また、地下水のモニタリングは継続して行い、推移観測データの収集や整理、図表化及び報告書の作成を行う旨の報告を受けました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（小林茂澄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月12日までの4日間と決定しました。

◎日程第4 承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例
を定める専決処分につき承認を求め
る件について

議長（小林茂澄君） 日程第4、承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（渡辺安司君） 承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求める件につきまして、専決処分理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律、平成26年法律第4号が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関連する税条例の整備を行う必要があるため専決処分を行ったものであります。

主な改正点は、第1に、法人村民税の税率の引き下げであります。これは市町村の税源の偏在性を是正するため、法人税割の税率を現行12.3%から9.7%に引き下げるものです。この引き下げ分相当については、地方交付税で措置される見込みとなっております。

第2に、軽自動車税の見直しであります。軽自動車税の税率は、昭和59年度の改正以降行われていません。この間、全国の乗用軽自動車は平成元年と平成23年度を比較すると、10倍以上と、保有数が増加しています。今回、29年ぶりに軽四輪車等の税率を1.5倍に引き上げ、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けたものについて税率が適用されるものです。

また、新規の検査から13年を過ぎた古い四輪車等については

約20%の重課を行い、一般の自動車税と同じ制度を導入し、平成28年度から施行するものです。

初めに、ページをめくって新旧対照表をごらんください。

税条例の改正内容についてご説明いたしますが、引用規定の整理や字句を変更するものなどの条項につきましては、割愛させていただきますので、ご理解をお願い致します。

1 ページをごらんください。第23条の村民税の納税義務者等は、第2項で「外国法人」の下に「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において外国法人という）」を追加し、「その事業が行われる場所で地方税法施行令第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設をもって」に変更するものです。

この内容は、外国法人の恒久的施設を定めることにより、OECD諸国と同じ国際課税基準を整備したものです。

2 ページをごらんください。第34条の4の法人税割の税率は現行では100分の12.3%となっておりますが、100分の9.7%に税率を引き下げるものです。この内容は市町村の税源の偏在性を是正するため、黒字の法人が支払う法人税割の税率を引き下げるもので、この引き下げ相当分については地方法人税という国税を創設し、地方交付税として再配分するもので、平成26年10月1日から施行します。

5 ページをごらんください。第82条の軽自動車税の税率、第1項、原動機付自転車の総排気量が50CC以下及び90CC以下が、現行の税額が1,000円及び1,200円を2千円に引き上げるものです。また、6ページの第2項、軽自動車及び小型特殊自動車のうち自家用軽自動車が年額7,200円を10,800円に引き上げ、専ら雪上を走行するものを削除するものです。

この内容は、地方税法の一部改正にあわせて改正したもので、軽四輪車等の税率を約1.5倍に引き上げ、また、専ら雪上を走行するものが所在している市町村は降雪量が多い地域のみとなっていることから、今回削除したものです。ちなみに村内では該当車両がないため課税しておりません。なお、これらは、平成27年4月1日から施行します。

7ページをごらんください。附則の第6条「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」から、15ページの第6条の3「阪神・淡路大震災に係る雑損控除等の特例」を削除するものです。

18ページをごらんください。附則の第10条の2は、「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」として、第9項及び19ページの1号から6号を追加したもので、昨年11月の建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正により、所管行政庁から耐震改修の指導及び指示があった通行障害既存耐震不適格建築物の住宅のほか、今回は、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物も対象となったものです。

具体的には、耐震基準に適合していない昭和56年以前に建築した中古住宅を取得し、取得後6ヶ月以内に国の補助金、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間を受けて耐震改修工事を実施した場合、申請により固定資産税を翌年度から2年度分、税額の1/2を減額するものです。

19ページをごらんください。附則第16条、「軽自動車税の税率の特例」は、第1項、法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車から第82条第2号アの表まで、を新たに追加したもので、初めて車両の指定を受けてから13年が経過し、14年目の4月1日以降に、三輪以上の軽自動車に経年重

課の規定を定めたものです。

32ページをお願いします。別記1-1参照の具体的に通常、10,800円の自家用軽自動車が、12,900円に約20%増額するもので、平成28年4月1日から施行します。

24ページに戻っていただき、附則第21条、第1項のなかほどの「第56条中、公益社団法人若しくは公益財団法人とあるのは、法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人と読替えるものとする。」に全部改正と第2項を削除するものです。

内容は、旧民法第34条の法人、いわゆる社団法人や財団法人のうち平成25年11月30日までに知事等から学術・文化等の公益性が高いという認定を受けない法人においては、一般社団法人等に移行し、固定資産税の非課税措置が廃止されるものです。

25ページをごらんください。附則第22条、「東日本大震災の雑損控除額等の特例」から、29ページ第23条、「東日本大震災の住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例」は、今回の地方税法の一部改正により規定を削除したもので、平成27年1月1日から施行するものです。

また、33ページ第2条は、昨年の議会で税条例の一部を改正する条例を議決して頂きましたが、条例の施行期日が将来の平成28年1月1日となっていることから、今回の税条例の一部を改正する内容にあわせるため、税条例の一部を改正する条例の一部を改正し、条例全体の整合性をとったものです。

なお、34ページの施行期日としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行しますが、法人税割の引き下げは平成26年10月1日、東日本大震災の特例の削除は平成27年1月1日、軽自動車税の税率の引き上げは平成27年4月1日、

外国法人の規定は平成28年4月1日から施行します。

以上で承認第1号の専決処分理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を
改正する条例を定める専決処分につ
き承認を求める件

議長（小林茂澄君） 日程第5、承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（渡辺一博君） 承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件について、専決処分の理由及び主な改正点についてご説明申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成26年2月19日に公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、保険料の賦課限度額の引き上げ等、所要の改正を行う必要があります。特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分を行い、同日公布したものであります。

主な改正点をご説明申し上げます。

議案の5ページをごらんください。

第2条第3項中「当該合算額が14万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は14万円とする。」の「14万円」をそれぞれ「16万円」に、下段の「ただし、当該合算額が12万円を超える場合においては、介護納付金課税額は12万円とする。」の「12万円」をそれぞれ「14万円」に改めます。

続いて、7ページをごらんください。

1行目の「（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円」の「14万円」をそれぞれ「16万円」に、「（当該減額して得た額が12万円を超える場合には12万円」の「12万円」をそれぞれ「14万円」に改めます。

これは、被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、後期高齢者支援金等及び介護納付金の賦課限度額の見直しがなされたものです。

戻って、6ページをごらんください。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の3

6」に改めるもので、これは条ずれに伴い改めるものです。

7ページをごらんください。

第23条第1項第2号中「(当該納税義務者を除く。)」の字句2カ所を削るもので、これは被保険者均等割額を減額する基準のうち、5割軽減の基準について、従来まで対象とされていなかった世帯主を被保険者数の範囲に含めることで、保険税の軽減対象を拡大するものです。

続いて、8ページをごらんください。

第23条第1項第3号中「35万円」を「45万円」に改めるもので、被保険者均等割を減額する基準のうち、2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額の現行35万円を45万円とするもので、これについても保険税の軽減対象を拡大するものです。

10ページをごらんください。

以上について、附則として施行日を平成26年4月1日とし、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で承認第2号専決処分の理由及び主な改正点について説明を終わります。

議長(小林茂澄君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第3号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)を定める専決処分につき承認を求める件

議長(小林茂澄君) 日程第6、承認第3号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)を定める専決処分につき承認を求める件についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 承認第3号について、提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第3号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)で、緊急を要するものとして、一般会計予算に234万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億7,152万1,000円としたものであります。

全額が、平成26年2月の記録的な大雪により破損した小学校プール棟屋根ガラス補修工事関係費の追加であり、当初予算計上後に被害状況が拡大したことにより、事業費を増額したものであります。

この財源として、国庫支出金の公立学校施設災害復旧費国庫負担事業139万1,000円、一般財源として繰越金95万円を見込みました。

小学校のプール開きが6月23日を予定しており、復旧工事を速やかに執行する必要があったため、5月7日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上で承認第3号についての提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小林茂澄君） 起立全員です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◎日程第7 報告第1号第一区・第二区からの陳情及び回答
について

議長（小林茂澄君） 日程第7、報告第1号第一区・第二区からの陳情及び回答についてを議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 報告第1号第一区・第二区からの陳情及び回答についてご報告いたします。

鳴沢村第一区より平成26年5月7日付、第二区より平成26年4月2日付で、平成26年度陳情を受けました。担当課で現地調査及び検討を行い、取りまとめた結果を別紙のとおり、第一区に平成26年5月19日付、第二区に平成26年4月15日付で、それぞれの対応を回答しましたので報告いたします。

以上で報告第1号についての報告を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の報告を終了いたします。

◎日程第8 報告第2号平成25年度鳴沢村一般会計繰越明
許費繰越計算書について

◎日程第9 報告第3号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特
別会計繰越明許費繰越計算書につい
て

議長（小林茂澄君） 日程第8、報告第2号平成25年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第9、報告第3号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計

算書についての2件を一括して議題といたします。

この件について報告を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 報告第2号平成25年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第3号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、平成25年度事業の一部を平成26年度へ繰り越すために、平成25年第4回定例会及び本年第1回定例会において議決していただいた繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、報告するものであります。

平成25年第4回定例会及び本年第1回定例会において、一般会計が8事業、総額3億538万1,000円を繰越明許費として議決していただいておりますが、このうち防災行政無線維持管理事業及び村道改良事業について、平成25年度内に執行することができたことなどにより、160万3,000円を差し引いた額を繰り越いたしました。

また、簡易水道特別会計が1事業、総額1,002万3,000円を繰越明許費として議決していただいておりますが、このうち水道整備事業について、平成25年度内に執行することができた42万3,000円を差し引いた額を繰り越いたしました。

事業の内訳としては、一般会計が庁舎等管理費2,795万5,000円、防災行政無線維持管理事業8,188万7,000円、道の駅なるさわ運営事業825万円、次世代育成支援対策事業557万3,000円、中山間地域総合整備事業375万円、村道改良事業1,900万円、消防施設等整備・管理事業1億3,180万3,000円、公民館運営管理事業2,55

6万円、以上8事業、総額3億377万8,000円、簡易水道特別会計が水道整備事業の1事業960万円が平成26年度への繰越明許額となります。

これらの財源として、一般会計が社会資本整備総合交付金の国庫支出金474万6,000円、地域ぐるみ子育て支援事業費補助金の県支出金557万2,000円、緊急防災・減災事業債の地方債2億6,640万円、その他として、次世代自動車振興センター補助金550万円、既収入特定財源の緊急防災・減災事業債35万円、一般財源2,121万円、簡易水道特別会計が既収入特定財源のその他の雑入161万円、一般財源799万円を繰り越いたしました。

いずれの事業も、さまざまな要因により平成25年度内では執行が困難となったため繰越明許としたものですが、鋭意計画的に事業執行していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で報告第2号及び報告第3号についての報告を終わります。
議長（小林茂澄君） 以上で報告第2号及び第3号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

◎日程第10 報告第4号教育に関する事務の管理及び執行
の状況の点検及び評価の報告について

議長（小林茂澄君） 日程第10、報告第4号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題といたします。

この件について報告を求めます。教育長。

教育長（小林三郎君） 報告第4号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、平成25年度についての教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行いましたので、同条同項の規定により報告するものであります。

表紙の次が評価の報告書です。評価項目については、鳴沢村第4次長期総合計画の基本計画の施策に基づき、教育委員会の活動についての評価、教育委員会が管理・執行することについての評価、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務についての評価を大項目として分類し、中項目には、学校教育の充実、青少年の健全育成、文化活動の推進、文化財の保護と活用、生涯学習の推進、スポーツ等の推進について評価を行い、評価項目、内容については、教育委員の意見・評価も参考にして行っております。

以上で報告第4号について報告を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の報告を終了いたします。

◎日程第11 議案第20号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件

議長（小林茂澄君） 日程第11、議案第20号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長（三浦寿得君） 議案第20号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

本案は、水道料金債権のうち、消滅時効が完成したものについて債権を放棄することができる改正を提案するものでございます。

従来、水道料金は、地方自治法第225条に規定する公の施設利用に係る使用料金債権として取り扱われていましたが、平成15年10月10日に最高裁判所が水道料金債権は私法上の金銭の債権であり、その消滅時効については、民法第173条第1号の短期消滅時効の規定が適用されるとの判断を示しました。

このことにより、水道料金債権の時効期間は2年でございますが、債権の消滅には債務者による時効の援用が必要であるとの取り扱いに変更されました。

時効の援用とは、債務者が水道料金の時効が完成したときに債権者に対して時効が完成したと意思表示を行うことでございます。

債務者の死亡や所在不明、倒産、廃業などにより徴収が困難な債権は時効の援用がない限り永久に残ることとなり、債権管理の事務量が増大することが予想されます。

このことから、水道料金債権に係る今後の取り扱いにつきまして、債権管理事務の効率化や地方自治法及び地方税法の消滅時効との整合性を図り、5年を経過したものについては債権放棄をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、第35条の次に第35条の2として追加するものでございます。

附則として、施行期日を平成26年7月1日からとしております。

以上で議案第20号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 民法で短期消滅時効の期間が2年と伺っているんですけども、この条例では起算日から5年間ですととしてあるんですけども、この2年と5年の差について説明をお願いします。

議長（小林茂澄君） 振興課長。

振興課長（三浦寿得君） 時効期間は2年となつてはいるんですが、先ほど申しましたように地方自治法と地方税法との整合性を図り、5年とするものでございます。

また、5年をもってむやみに債権を放棄するものではなくて、先ほど申しましたように、倒産とか所在不明、こういったものについて欠損処理のほうを行うということでもあります。もともとある滞納額については、これは時効の処理のほうを行うつもりはありません。

議長（小林茂澄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎日程第12 議案第21号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)

◎日程第13 議案第22号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議長(小林茂澄君) 日程第12、議案第21号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)及び日程第13、議案第22号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第1号)の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 議案第21号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)及び議案第22号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第1号)の2件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして、新たに1億9,658万円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を28億5,230万3,000円とするものであります。

主な歳出の概要につきましては、被災農業者向け経営体育成支援事業7,770万3,000円、河口湖南中学校校舎改築工事分担金6,399万8,000円、災害廃棄物処理事業3,109万8,000円、公民館運営管理事業1,580万2,

000円で、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、災害廃棄物処理事業補助金を初めとする国庫支出金2,374万6,000円、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金などの県支出金6,121万9,000円、河口湖南中学校校舎改築工事分担金に充てるための公共施設建設基金からの繰入金6,399万8,000円、前年度からの繰越金4,464万4,000円などを見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成26年度予算と、平成25年度から平成26年度に繰越明許させていただいた予算の総額は31億6,568万1,000円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第21号及び議案第22号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号及び議案第22号の2件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（小林茂澄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は6月10日から11日までの2日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。したがって、本会議は

6月10日から11日までの2日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は6月12日午後3時から再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年6月9日

議会議長

署名議員

署名議員

平成26年6月12日再開

1、出席議員

| | |
|----------|-----------|
| 1番 小林 昭一 | 2番 渡邊 政司 |
| 3番 渡邊 明雄 | 4番 佐藤 博水 |
| 5番 田中 稔 | 6番 三浦 利雄 |
| 7番 渡辺 泉 | 8番 小林 利雄 |
| 9番 渡辺 久男 | 10番 小林 茂澄 |

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺伸一
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 渡辺一博
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第21号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算
(第2号)
日程第4 議案第22号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算(第1号)
日程第5 推薦第1号鳴沢村農業委員会委員の推薦について
日程第6 一般質問
日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 0 0 分

議長（小林茂澄君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（小林茂澄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、渡邊明雄君、佐藤博水君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（小林茂澄君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 2 6 年第 1 回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は、自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、2 番 渡邊政司君。

2 番（渡邊政司君） 2 番 渡邊政司。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会について報告をさせていただきます。

3 月 2 8 日金曜日 1 0 時より招集され、第 1 回定例会が行われました。

出席者は議員 1 5 名と、会議事件説明のために執行部 2 名の出席がありました。

会議事件は 9 件で、内容としましては、部分林植栽に関する件、人工の部分林手入れ方法に関する件、主産物払い下げに関する

件、恩賜県有財産借地に関する件、主産物払い下げに関連する件、人工部分林内耕作に関する件について、一括して説明があり、提案のとおり可決されました。

次に、平成26年度一般会計予算について、歳入歳出予算の総額1億1,472万8,000円の事務局提案説明があり、原案のとおり可決されました。

続いて、平成26年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計予算について、事務局から歳入歳出それぞれ2,360万1,000円とする説明があり、原案のとおり可決されました。

次に、監査委員の選任同意について審議があり、大嵐地区から朝比奈一治氏が選任されました。

また、その他としまして、5月28日水曜日午後1時30分に招集されまして、富士山4合目現地視察及び全員協議会が行われました。

4合目の大沢展望台駐車場で県からの説明を受け、雪崩の被害状況を確認しました。大雪の後、3月13日の午前5時から午後10時までの間に147ミリの雨量を記録し、雪崩が発生、4合目大沢休憩舎に雪崩が直撃したとの説明がありました。

被害状況は、休憩室、男子トイレなどが壊滅状態、展望台が全壊、転落防止柵が約20メートルの破損等でした。4合目大沢休憩舎の修復には6月末までかかる予定です。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 続きまして、河口湖南中学校組合議会、1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

平成26年第1回河口湖南中学校組合議会定例会が3月28日

午後 2 時より招集され、会議が行われました。

議員 15 名と教育委員 3 名、会議事件説明のために組合長渡辺凱保富士河口湖町長をはじめ事件説明のために執行部 7 人の出席がありました。

本会議においては、まず会期が 28 日、1 日間と決定されました。

会議事件は 4 件で、内容としましては、平成 25 年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算議定について。内容は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,540 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 9,194 万 7,000 円とする旨。これは、国からの緊急防災・減災事業が全国防災事業費と学校教育施設等整備事業債に変更になったためです。

次に、平成 26 年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出予算議定の件。内容は歳入歳出それぞれ 7 億 3,551 万 4,000 円とする旨です。

次に、富士吉田市外 1 市 2 町 4 村 1 組合ことばの教室設置協議会を組織する普通地方公共団体の数の減少及び富士吉田市外 1 市 2 町 4 村 1 組合ことばの教室設置協議会規約の変更について。これは、地方自治法第 252 条の 6 の規定により、平成 26 年 3 月 31 日をもって都留市が脱退すること及び富士吉田市外 1 市 2 町 4 村 1 組合ことばの教室設置協議会規約を変更するものです。

次に、教育委員会教育委員の任命に同意を求める件。内容は船津地区選出区分教育委員の辞職に伴い、富士河口湖町船津 3581 番地 3、古屋一哉氏が議員 14 名による無記名投票により同意されました。

ほかの 3 件はいずれも原案のとおり可決され、最後に一般質問

が行われました。

また、議会終了後、組合立河口湖南中学校校長より平成25年度末教職員人事異動についての報告がありました。

次に、平成26年第1回組合議会全員協議会が6月2日午後1時30分より開催されました。

協議事項は河口湖南中学校特別教室棟解体工事について。内容は解体予定の特別教室棟煙突にアスベストの一種アモナイトが含まれているとの報告があり、アスベストを含む解体工事の予定と給食棟改築工事、外構工事の工程が示されました。

協議会終了後、新特別教室棟の内覧会が行われました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） ここで6月10日に総務教育厚生常任委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。

総務教育厚生常任委員長 小林利雄君。

総務教育厚生常任委員長（小林利雄君） 8番 小林利雄。

総務教育厚生常任委員会開催の報告をさせていただきます。

6月10日午後3時より議員控室において、委員会を招集いたしました。

委員全員と職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、第4回ときめき出合いパーティー諸運営について及び委員会の閉会中の継続調査申し出についての2件です。本年度から出合いパーティー事業が、総務教育厚生常任委員会の所管となったことを受け、会議では出合いパーティー諸運営について協議しました。

イベント開催日は8月3日日曜日、場所は前回に引き続き、ふじてんスノーリゾート、男女ともに県内外を問わず20歳以上

の独身者それぞれ20名までを対象として、ブルーベリー狩りを絡めて村の観光振興等を図っていく内容とし、当日のタイムスケジュールや昼食の内容、イベント開催の周知方法、委員等の役割分担について協議をし、大枠を決定しました。

なお、詳細につきましては、今後委員会で詰めていくことになります。

また、閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、6月10日に開催しました総務教育厚生常任委員会の報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第21号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）

◎日程第4 議案第22号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（小林茂澄君） 日程第3、議案第21号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）及び日程第4、議案第22号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 渡邊明雄君。

予算決算常任委員長（渡邊明雄君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第21号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）及び議案第22号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る6月9日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された2議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林茂澄君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号及び議案第22号の2件を一括して採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第21号及び議案第22号の2件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林茂澄君） 起立全員です。

したがって、議案第21号及び議案第22号の2件は、原案の

とおり可決することに決定しました。

◎日程第5 推薦第1号鳴沢村農業委員会委員の推薦について

議長（小林茂澄君） 日程第5、推薦第1号鳴沢村農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで、推薦の方法についてお諮りいたします。

委員の推薦方法は、地方自治法第118条第2項の規定を準用し、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。したがって、推薦の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、議会推薦の鳴沢村農業委員に、鳴沢村1765番地、梶原岩男君、鳴沢村2526番地4、小林芳雄君、以上の方を指名いたします。

まず最初に、梶原岩男君の推薦について採決いたします。

ただいま議長において指名いたしました梶原岩男君を鳴沢村農業委員会委員に推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林茂澄君） 起立全員です。よって、ただいま指名いたし

ました梶原岩男君を鳴沢村農業委員会委員に推薦することに決定しました。

次に、小林芳雄君の推薦について採決いたします。

ただいま議長において指名いたしました小林芳雄君を鳴沢村農業委員会委員に推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（小林茂澄君） 起立全員です。よって、ただいま指名いたしました小林芳雄君を鳴沢村農業委員会委員に推薦することに決定しました。

◎日程第6 一般質問

議長（小林茂澄君） 日程第6、一般質問を行います。

ここで、一般質問通告取り下げの報告をいたします。

6月6日に渡邊政司君から通告のありました「臼田和地区の農業振興（体験型観光農園化）の推進について」の質問は、本人より通告取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたしました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡邊政司君からの、「人口減少に歯どめをかけるための施策について」の質問を許します。2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 人口減少に歯どめをかけるための施策について、村長にお伺いいたします。

5月の新聞に地方の女性30年で大幅減、自治体の危機との掲載がありました。

ちなみに鳴沢村では、若年女性、20歳から39歳の人口変化率はマイナス28.2%でした。現状のまま20年後、30年後を見据えた少子化対策をとらなければ、人口減少による税収減により村が衰退していくことが予測されます。これからは、

各市町村でも補助金を拡充して対策を強化していくことも考えられ、人口減少に拍車がかかるおそれもあります。魅力ある村づくりを推進して、人口の減少に歯どめをかける必要があります。

今、議会では、少子化対策として婚活に取り組んでいますが、人口減少対策についての村長のお考えを教えてください。

また、新築や改築をした場合の住宅補助の拡充や村有地を分譲するお考えはありますでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の人口減少に歯どめをかけるための施策についての質問にお答え申し上げます。

平成25年第1回定例会で渡邊明雄議員の一般質問でもお答えしましたが、これは大変重要な問題で、村というよりは国自体が問題化しなければならない問題ではないかと考えておりますが、私の考えていることを述べさせていただきます。

渡邊政司議員の質問の要旨もあります、若年女性の2040年における鳴沢村の人口変化率はマイナス28.2%となっておりますが、この数値は山梨県では昭和町、富士河口湖町に続く県内では良好な数字と解釈しております。このほかにも0歳から14歳までの数値はマイナス45.3%で県下で11番目、また、75歳以上の数値が81.4%の増で県下で5番目に位置しております。

村の総人口における人口変化率は、マイナス15%で県下で7番目に良好な数値となっておりますが、まさに少子高齢化を反映した数値結果となっております。

現在、保育所に入所している児童は、平成17年の132人をピークに年々減少し、87名の入所となっておりますが、出産の高齢化や少子化など、今後もほかの市町村同様に減少傾向は

続く見込みです。

質問の1番目の人口減少対策としまして、村では以前から独自に保育料の負担軽減措置や主食米の補助、第3子目の保育料の無料化などを実施し、小学校給食費への補助なども行っています。

また、平成16年度からは出産祝い金支給に関する要綱により第3子以降の出産に対し30万円を支給しております。ここ数年の実績は平成22年度3名、平成23年度2名、平成24年度4名、平成25年度7名と増加傾向の気配も感じられます。

このほかにも、近隣の市町村と足並みをそろえた中学3年生までの子ども医療費の窓口無料化や県が平成27年度から取り組むことになっている新たな産後ケアの推進による、出産直後の母子を対象にした宿泊型のサービスで、産後の母親の精神的不安を解消し、ゆとりの持てる育児を実践できる保健指導体制の確立を目指すことになっております。村としましても、県の事業に賛同し、村内の多くの産後の母子に活用していただきたいと考えております。

今後も引き続き、少子化対策の支援を実施してまいります。働く場の確保や生活環境の整備など、総合的な村づくりを推進していくことが重要と思っております。

また、村内の独身者の皆様もよき伴侶を見つけ、村内に家庭を築いていただきたいと考えております。その一助として、議会の皆様にも引き続き婚活の出会いの場を提供していただき、一組でも多くのカップルが誕生されるようご支援をお願い申し上げます。

次に、質問の2番目の新築や改築をした場合の住宅補助の拡充や村有地を分譲する考えですが、まず、新築や改築に対する補助制度の拡充は、転入者を対象とした制度の場合は住民との間

に格差が生じ、あるいは両者を対象にした場合は村の負担が大きくなり、現実的にはかけ離れた制度になるのではないかと考えております。

また、村有地の分譲につきましても、溶岩地帯ということをご想定しますと、造成費がかさみ分譲価格もそれに比例して高くなることが予想され、思うような販売は不可能だと思います。

そのほかにも、住民票だけ移動し実際には居住しないケースや別荘として利用するなどのケースも考えられ、これらの対策にも時間や労力が必要になりますので、現在のところ、補助制度の拡充や村有地の分譲は考えておりません。

それと総人口ですが、20年前の平成6年、総人口が2,750人、10年前の平成16年、総人口3,113人、本年平成26年3,166人、このうち平成24年度は3,206人と最高人数でしたが、ここ近年は横ばい状況になっております。これは別荘地に永住する方がふえているわけで、総人口としてはそんなに減っているほうとは考えておりません。

政司議員の質問の要旨にもあるように、20年、30年後を見据えた対策をとる必要性は十分認識する一方で、村で生まれた子どもたちが村に定住できるための施策など必要と考えており、大変難しい問題で簡単には解決できないのが実情です。

今後も引き続き、議員の皆様にもよりよい方策を検討していただき、若年層の世帯が鳴沢村へ定住を希望する魅力ある村としていきたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

ただいまの村長からの説明の中にありましたように、対策を立

てれば効果が出ることも必ずあると考えます。これからも魅力ある村づくりの推進を引き続きよろしく願いいたします。

議長（小林茂澄君） 以上で、渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、小林昭一君からの「小学校児童を対象とした英会話活動について」の質問を許します。1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

小学校児童を対象とした英会話活動について、教育長に質問いたします。

今日1日の会話は英語のみなどとして、遊びながら楽しく英語の本を読み聞かせたり、紙芝居を行うなど、外国語の音声や基本的な表現へのなれ親しみを小学校児童をメイン対象として遊学館で行い、学習指導要領におけるコミュニケーション能力の素地の下地をつくり、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養ったらいいと思いますが、考えを教えてください。

議長（小林茂澄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 小林昭一議員さんのご質問にお答えいたします。

初めに、鳴沢村遊学館放課後児童クラブについて概略を申し上げます。地域の児童に放課後や学校休業日など、健全にまた安全に遊べる場所を提供する、そういうことを目的に平成14年4月に開設をされました。開館日は平日で土曜日、日曜日、祝日等は事業がある場合のみの開館となっております。

事業内容としては、学校が終了した後、遊学館において児童を帰宅時まで保護します。活動内容の主なものとしては、児童の自主的な遊び、学習活動、趣味的な活動等です。中央公民館の2階の一部を利用していますが、1年生から3年生の低学年児童を中心に1日平均して60名前後の児童が利用しています。

質問にあるように、英語の本の読み聞かせや紙芝居を行うなど、

外国語の音声や基本的な表現へのなれ親しみを遊学館で児童に行ったらどうかということですが、正しい発音や表現に触れるためには、ネイティブもしくは英語に堪能な指導員の配置が必要となりますが、適当な人材の確保が難しいところです。

また、先ほど申し上げましたとおり、主な活動は児童の自主的な遊びや宿題等の学習活動、趣味的な活動等であり、同学年の児童とだけではなく異学年の児童と遊ぶのを楽しみにしている児童も多いようです。友達と自由に遊ぶことによって、いろいろな体験をすることも必要ではないかと思います。

遊学館を利用している児童は、ほとんどが低学年児童であり、高学年児童と違って放課後の習い事までは忍耐力が続かないことも一般的な傾向として見られます。さらに、現在、遊学館とは別に総合センターにおいて英会話塾が開かれており、英会話学習を希望する約20名の児童が既に講師の先生から英会話を教わっています。

このようなことから、遊学館において新たに英会話活動を行うということは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

子どもの小さいころからの発音とかも大事だと思うんですけども、ネイティブな先生でなくても例えばECCジュニアの先生等もありますので、どのくらいの思いがあるか。例えばアンケート等をとっていただいて一度ぐらいはやってみてもいいかなと思います。またその辺の検討もぜひお願いします。

議長（小林茂澄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 遊学館の現状については、先ほど申し上げたとおりですけれども、いろんな状況の変化等によって、子ども

もたち、あるいは保護者の希望とかそういったこともわかりませんので、英会話活動、そういうものが可能というような状況になれば、そういうことも検討したいと思います。

議長（小林茂澄君） 以上で、小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、小林利雄君からの男女共同参画についての質問を許します。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 8番 小林利雄。

男女共同参画について村長にお伺いいたします。

男女共同参画とは、男女が性別を問わず社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会です。

男女共同参画社会基本法は、平成11年6月に施行されました。山梨県27市町村で男女共同参画の条例制定、また、計画策定がないのは平成25年10月現在で、鳴沢村、道志村、丹波山村、小菅村の4村だけです。鳴沢村はどうして条例を策定しないのか。また、今後の予定について考えを示してください。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の男女共同参画に関する質問についてお答えします。

昨今は共働きの世帯が増加しており、性別の如何が問われることのない平等な社会を築いていくために、男女共同参画は推し進めるべき当然の動きであります。

また、6月は「男女共同参画推進月間」でもあります。男女共同参画の実現の大きな障害としては、人々の意識の中にある性別に基づく固定的な役割分担の意識であり、これにより、性別による業務の制限等、男女の違いによる差別を受けることとな

ります。

当村では、そのような考えを早々に切りかえ、役場職員採用や民生・児童委員、スポーツ推進委員等、性別を問わず人員の確保を行い、また、個人の能力に合わせた業務の割り振り等を実施することで、性別の違いによる不利益を及ぼさないよう講じてきました。

このように、条例や計画を制定していない状況にあっても、自主的に男女共同参画推進のための対策を実施していることから、当村では、条例や計画を制定しておりませんでした。

県からの情報によりますと、条例を制定していない県内の自治体は、甲州市、上野原市、中央市、西桂町、富士川町、丹波山村、小菅村、道志村、鳴沢村の9市町村であり、計画を策定していない自治体は、富士川町、鳴沢村の2町村、また、計画を更新する必要がある市町村は、富士吉田市、西桂町、丹波山村、小菅村の4市町村となっております。

今後も男女共同参画の推進に向け業務を執行していきますが、これらにかかわるさまざまな制度の整備を行っていく上で、必要になると思われることから、条例や計画策定についても検討していきたいと考えております。

また、我々の時代とは違い、現代の若い男性は家事や育児もする男性も多いように伺っておりますので、ある程度は男女共同参画の実施もできているのではないかと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 8番 小林利雄。

個人の尊重、法の下での平等、少子高齢化、人口減少社会への移行、社会経済情勢の急激な変化に対応しながら豊かな社会を築いていくために男女共同参画は必要とされております。県内で

は規模の小さい行政が未策定となっております。一日でも早く策定することを願い、質問を終了します。

議長（小林茂澄君） 以上で、小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、佐藤博水君からの「行政サービスの内容や各種申請書の記入マニュアルを網羅した冊子の発行について」の質問を許します。4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 4番 佐藤博水。

鳴沢村における行政サービス内容、各種申請書等の記入法マニュアルガイドの作成と冊子発行について村長に伺います。

鳴沢村ならではの行政サービスが数多く行き届き、住民から大変喜ばれております。近年、高齢者だけの世帯や鳴沢村へ移住する世帯が増加し、村民がどのような行政サービスがあるのかよくわからないし、知らない等の声を耳にします。住民の中には、せっかくの住民のための行政サービスを知らずに過ごされている方もいるかと思われまます。

各課ごとの行政サービスや各種申請用紙が数多くあるわけでございますけれども、建築・移転・誕生・育児・健診・教育・成人・結婚・高齢者、これら等を項目別に分け、専門的な用語はなるべく使わずに、文字等も大きく、イラストなどを効果的に使用し、高齢者にも簡潔にわかりやすいようなガイドブックを作成し、全戸配布することにより村民にさまざまな行政サービスを知っていただき、有効に活用できるのではと考えます。冊子の作成と配布について村長のお考えを伺います。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤博水議員の行政サービスの内容や各種申請書の記入マニュアルを網羅した冊子の発行についてという質問にお答えさせていただきます。

鳴沢村で実施している行政サービスは、ホームページや広報誌

に掲載しております。また、ホームページのトップページには、トピックスとして更新情報の一覧を掲載し、新しい情報の追加等が一目でわかるようになっております。事業内容、受けられるサービスなどの掲載が可能となっております。今後も行政の情報をタイミングをずらさず的確に提供していく所存であります。インターネットが利用できない村民の方には、理解をしていただけるよう広報誌により、その都度情報をお知らせしておりますが、特に住民の皆様への補助事業、施設利用方法は広報誌で毎年特集記事を掲載することを考えております。

また、行政サービス情報の電話での問い合わせは、総務課で窓口を一本化し、それぞれの所管課へ引き継ぐ体制をとりたいと考えております。

各種申請書の記入マニュアルの作成につきましては、冊子を作成した場合、国・県の法律及び条例改正により、サービス内容の変更がありますと冊子を作成し直す必要があり、作成し配布するまでの時間、コストを考えますと冊子の作成は難しいと考えております。

また、先ほど政司議員の質問でも述べましたように、申請書なしでも受けられるサービスもいろいろあります。これらも広報等でお知らせしたいと考えております。

今後もホームページ、広報誌を活用するとともに、有効な周知手段がほかにはないかと検討し、議員の皆様方にも検討していただき、住民への行政サービスの情報発信が早くできるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 4番 佐藤博水です。

今、村長の答弁にありましたように、広報等を活用し、特集で

していただくわけですけれども、やはりホームページは若い人はいいわけですが、高齢者等は慣れていないという点もあるかと思えます。したがって、各課ごとに内容をまとめて特集を出すのと同じように、パソコンで今は結構なことができますので、つくっていただくと経費が少なく実施できるかなと、このように思います。職員は非常に多忙でもあると思いますので、半年ぐらいから1年ぐらいかけてじっくり考えて、住民が活用しやすいようにしていただければいいかなと思います。

それで、各課で完成した内容を持ち寄って、どういうふうに編集するか。簡単なこういうパソコンで打ったコピーでもいいかと思えます。それからあと、条例等が変わった場合というようなこともありましたけれども、そういうふうにするによって、差しかえ方式をして、変更や廃止あるいは新規のサービス等が発生した場合には改訂版を作成し、それで各家庭で差しかえをしていただくというような格好にすればうまく長もちができるし、十分に活用できるんじゃないかというふうに思います。ぜひ検討していただきたいと、このように思います。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤議員、ありがとうございます。いろいろ検討させていただきまして、皆さんにわかりやすくできるよう職員とともに研さんしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（小林茂澄君） 4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。何名からもよくわからなくてというようなことを耳にしますので、ぜひお願ひしたいと思ひます。

議長（小林茂澄君） 以上で、佐藤博水君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（小林茂澄君） 日程第7、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、会議規則第71条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（小林茂澄君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成26年第2回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3 時 4 9 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

議会議長

署名議員

署名議員